

平成28年度事業計画書

平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで

平成28年度の基本方針

広島県の高等学校を卒業した優秀な学生に対して、奨学金を貸与することにより、優れた人材を育成することを目的とする。

募集案内のホームページ掲載や高等学校への郵送等の広報活動を早く開始することにより、奨学生の応募拡大に努める。また、償還金の請求以外にも、返済期限到来の案内を事前送付し、返済期限の厳守を喚起し償還を着実に実施する。

また、経費を節減し、経営の安定継続を図る。

1. 貸与事業

学生に対する奨学金の貸与（定款 第4条1項）

(1) 貸付業務

平成28年3月で2名の貸与が終了したので、今年度は応募者のうち新たに4名の奨学生を決定する。

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----------------|--------------|--|
| 奨学金金額 | 年額 24万円 | 1ヶ月 2万円×12ヶ月 |
| 貸付期間 | 原則 4年間 | 正規の最短修業期間 |
| 貸付方法 | 年4回分割貸付 | 4月、7月、10月、1月 新規分は4、7月分 一括 |
| 平成28年度 貸付内容 | 予定額 3,120千円 | 予定者 13名 |
| | 内 新規貸付 960千円 | 内 新規貸付者 4名 |
| 貸付者数 | 13名 | 平成25年度 2名 平成26年度 3名 平成27年度 4名 平成28年度 4名(予定) |

(2) 償還業務

償還中30名、平成28年度より償還開始3名、合計33名が対象者であり大部分は償還計画に従い実行されているが、返済の遅れている者には直ちに再請求を行う。また、年度末の償還期限が近づいたときは、通知をして返済の喚起に努める。こうして滞納者の発生を防ぐとともに、滞納者には電話等により継続的に督促する。

奨学金貸付債権額

| 項目 | 人数 | 金額(円) |
|----------------|-------------|------------|
| 平成28年度期首残高(予定) | 44名 | 23,420,000 |
| 平成28年度貸付金額 | 13名 | 3,120,000 |
| 平成28年度償還金額 | 33名 | 2,998,000 |
| 平成28年度期末残高 | 47名(償還終了1名) | 23,542,000 |

2. 理事会及び評議員会等の開催（定款 第16条、第17条、第22条、第29条）
及び奨学金貸与事業を円滑に進めるため、次の会議を開催する。

(1) 理事会

| 開催月 | 主な審議内容 | 出席者 |
|----------|-----------------|-------|
| 平成28年5月 | 平成27年度決算承認 | 理事、監事 |
| 平成28年10月 | 平成28年度事業の実施状況報告 | 理事、監事 |
| 平成29年3月 | 平成29年度予算(案)審議 | 理事、監事 |

(2) 定時評議員会

| 開催月 | 会場 | 出席者 |
|---------|---------------------|------------------------|
| 平成28年6月 | 平成27年度決算承認 監事の選任 | 評議員、代表理事、 業務執行理事、監事 |

(3) 奨学生の選考

| 開催月 | 会場 | 出席者 |
|---------|-------------|------------|
| 平成28年6月 | 広島県東京事務所会議室 | 理事（代表理事含む） |

(4) 奨学生との懇談会

| 開催月 | 会場 | 出席者 |
|----------|-------------|-------------------------------|
| 平成28年6月 | 広島県東京事務所会議室 | 理事、監事、評議員、奨学生 (奨学生はOBを含める) |
| 平成28年10月 | | 理事、監事、評議員、奨学生 (奨学生は現支給者中心) |